

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成27年 2 月 10 日

火 曜 日

第 3870 号

目 次

告 示

- 道路の区域変更 1
- 道路の供用開始 2

公 告

- 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定 3

告 示

富山県告示第53号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 2 月 10 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成27年 2 月 10 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 三室荒屋富山 線	富山市本郷町字水懸割 8 番 13地先から	変更前		最大 8.3 最小 6.4	8.0	富山土木 センター
	富山市本郷町字水懸割 8 番 13地先まで	変更後		最大 10.1 最小 8.7	8.0	

県道 上滝山室線	富山市八川2025番地先から	変更前	最大 7.8 最小 7.1	59.4	富山土木 センター
	富山市八川2025番地先まで	変更後	最大 9.9 最小 9.1		
県道 富山八尾線	富山市婦中町広田4778番地 先から	変更前	最大 7.7 最小 7.0	81.5	富山土木 センター
	富山市婦中町広田4777番地 先まで	変更後	最大 9.6 最小 7.9		
県道 正間中線	富山市八尾町上野字西野 278番1から	変更前	最大 11.7 最小 4.4	74.0	富山土木 センター
	富山市八尾町上野字宮川原 267番地先まで	変更後	最大 19.2 最小 5.1		
県道 上路市振停車場線	下新川郡朝日町境字川原 2355番2から	変更前	最大 10.9 最小 5.0	353	新川土木 センター 入善土木 事務所
	下新川郡朝日町境字鳥ノ子 谷49番2まで	変更後	最大 9.5 最小 5.0		

富山県告示第54号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において2月10日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成27年2月10日

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 三室荒屋富山 線	富山市本郷町字水懸割8番13地先から 富山市本郷町字水懸割8番13地先まで	平成27年2月10日	富山土木 センター
県道 上滝山室線	富山市八川2025番地先から 富山市八川2025番地先まで	平成27年2月10日	富山土木 センター
県道 富山八尾線	富山市婦中町広田4778番地先から 富山市婦中町広田4777番地先まで	平成27年2月10日	富山土木 センター
県道 正間中線	富山市八尾町上野字西野278番1から 富山市八尾町上野字宮川原267番地先ま で	平成27年2月10日	富山土木 センター

~~~~~  
公 告  
~~~~~

公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定について

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第86条の2第1項の規定により、次の建築物の位置及び構造が公告認定対象区域内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の認定をしたので、同条第6項の規定により公告する。

平成27年2月10日

富山県知事 石 井 隆 一

対象区域	対象区域等の縦覧場所
氷見市北大町4645番地	富山県高岡土木センター

